

# 公益社団法人佐賀県獣医師会入会・退会及び会費規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐賀県獣医師会定款第7条及び第8条並びに第9条に基づく入会及び退会並びに会費に関する事項を定めることを目的とする。

## (手続き)

第2条 定款第7条に基づく入会申込書は、様式第1号のとおりとする。

2 届出事項に変更を生じた場合の届出は、様式第2号のとおりとする。

3 定款第9条に基づく退会届は、様式第3号のとおりとする。

## (入会金)

第3条 入会金は徴収しない。ただし徴収する場合は総会で決議しなければならない。

## (会 費)

第4条 定款第8条に基づく会費は、年額会費及び事業割会費とする。

1 年額会費は18,000円とする。年額会費は会員の相互扶助事業に9,000円及び法人管理費に9,000円を充てる。

2 功労会員は、年額会費を免除することができる。

3 功労会員とは、満70歳以上の会員（年度中に満70歳に到達する会員を含む）で、総会において承認された会員とする。

4 年度途中の入会者は当年度の会費を徴収する。ただし、1月1日以降の入会については、会費を減免することができる。

5 年度途中の退会者の既納会費は返還しない。

6 事業割会費は公益社団法人佐賀県獣医師会が実施する狂犬病予防注射事業に従事した会員から1頭につき380円を徴収する。

事業割会費は「人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業」に30パーセント、「学術の振興を目的とする事業」に20パーセント、会員相互扶助事業に15パーセント、法人管理費に35パーセントを充てる。

## (規程の改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を経て総会で決議する。

## 附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 入会申込書

年 月 日

公益社団法人佐賀県獣医師会  
会長 様

フリガナ  
入会申込者氏名 印  
(生年月日： 年 月 日生)

この度、貴会に入会したいので履歴書を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1. 現住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

2. 勤務先名称  
勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

勤務先 TEL \_\_\_\_\_

3. 卒業大学及び学部名  
卒業年月日 西暦 年 月 日

4. 獣医師登録番号  
獣医師登録年月日 第 西暦 年 月 日 号

## 会員変更届

年 月 日

公益社団法人佐賀県獣医師会

会長 様

フリガナ  
会員氏名 \_\_\_\_\_<sup>(印)</sup>  
(旧姓) \_\_\_\_\_ )

この度、会員名簿記載事項に変更がありましたので報告いたします。

記

1. 現住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

2. 勤務先名称 \_\_\_\_\_

勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

勤務先 Tel \_\_\_\_\_

3. 獣医師登録番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
獣医師登録年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 退会届

年 月 日

公益社団法人佐賀県獣医師会  
会長 様

退会者氏名

印

公益社団法人佐賀県獣医師会を退会したいのでお届けします。